

道の駅瑞穂再整備事業 基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

道の駅瑞穂再整備事業 基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により基本設計設計者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

なお、本プロポーザルは具体的な設計案を選定するものではなく、令和6年度開設予定の道の駅瑞穂再整備事業における開設準備（以下、「開設準備」という。）に参画し、設計や設計に伴う地域の気運醸成等を推進する相手方となる事業者の選定を行うものである。

2. 事業概要（案）

以下の内容は、開設準備において決定する。

- (1) 予定地
島根県邑智郡邑南町下田所263番地1ほか
- (2) 敷地面積
約13,000m²
- (3) 施設延床面積
約2,000m²
- (4) 建物の規模
地上1階建て
- (5) この他、道の駅瑞穂再整備事業 基本設計業務委託 公募型プロポーザル特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）に示す。

3. 道の駅瑞穂再整備事業に関わるスケジュール

- (1) 令和3年度 基本設計着手
- (2) 令和4年度 実施設計着手
- (3) 令和5年度 建設工事着手
- (4) 令和6年度第1四半期 再整備施設 完成
- (5) 令和6年度第2四半期 再整備施設 開設

4. 業務名

道の駅瑞穂再整備事業 基本設計業務

5. 業務期間

令和4年3月18日まで

6. 予算額

委託料の上限は、11,839千円（消費税額及び地方消費税額を除く）とする。

7. 参加資格要件

(1) 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する企業（以下、「提案者」という。）とする。

- ア 令和3年4月5日現在、2019・2020年度邑南町競争入札等有資格業者名簿に登録されている者。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 邑南町から指名停止を現に受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 提案者は、本業務に対して専門分野（管理技術者及び意匠担当技術者を除く。）について協力者（協力事務所）を仰ぐことができる。ただし、この協力者は上記ウ、エ、オ及びカの資格要件を満たすこととし、かつ、各資格要件にかかわらず本プロポーザルに参加しないものとする。

(2) 参加に対する制限

提案者1者につき、参加申込は1件とする。

8. プロポーザルのスケジュール

- (1) 令和3年4月5日(月) 実施公告
- (2) 令和3年4月5日(月) 実施要領配布
現地見学会 申込受付開始
プロポーザル参加申込 受付開始
- (3) 令和3年4月9日(金) 現地見学会申込 締切
プロポーザル参加申込 締切
- (4) 令和3年4月14日(水) 現地見学会
- (5) 令和3年4月12日(月) から令和3年4月16日(金)
質疑 受付期間
(令和3年4月23日(金) までに随時邑南町ホームページにて回答予定)
- (6) 令和3年5月10日(月) 企画提案書 提出期限
- (7) 令和3年5月12日(水) 書類審査(5者程度を選定)
- (8) 令和3年5月20日(木) 提案審査会(予定)
- (9) 令和3年5月28日(金) 結果通知(予定)

9. 参加手続き

(1) 現地見学会

- ア 開催日時 令和3年4月14日(水)
13時30分から15時30分まで
- イ 場所 田所公民館大ホール(集合)、道の駅瑞穂、計画地周辺
- ウ 内容 道の駅瑞穂の見学、計画地周辺の見学
- エ 参加人数 1者につき2名以内
- オ 申込期間 令和3年4月5日(月) から
令和3年4月9日(金) 17時00分まで
- カ 申込様式 様式は自由とする。下記内容を記載すること。
①提案者名、②責任者氏名、③参加者氏名(2名まで)、
④現地見学会当日に連絡が取れる連絡先
- キ 申込方法 電子メールのみ
メールの標題に「道の駅瑞穂現地見学会 ○○○(提案者名)」と
記載すること。
- ク その他
- ・現地見学会に理由なく欠席した者は失格とする。
 - ・現地見学の際、質疑は一切受け付けない。
 - ・当日は担当職員の指示に従い、許可範囲内でのみ行動すること。
 - ・邑南町は事故、怪我、紛失、その他トラブル等一切の責任を負わない。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合時発熱等の確認を行う。感染の疑いがある場合、参加を控えること。

(2) 参加申込

- ア 提出期間 令和3年4月5日(月) から

- 令和3年4月9日（金）17時00分まで（必着）
- イ 提出様式 実施要領、特記仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
- ①参加表明書（様式1）
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）にて提出すること。
- オ その他 期限について必着のため郵送の場合は注意すること。
- （3）質疑受付・回答
- ア 提出期間 令和3年4月12日（月）から
令和3年4月16日（金）17時00分まで（必着）
- イ 提出様式 実施要領等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
- ①質問書（様式2）
- ウ 提出方法 持参又は電子メール（PDF形式に限る。）にて提出すること。
- エ 回答方法 随時、邑南町ホームページに掲載
- オ 回答予定 最終更新を令和3年4月23日（金）までに行う予定
- カ その他 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- （4）企画提案書
- ア 提出期限 令和3年5月10日（月）17時00分まで（必着）
- イ 提出様式 実施要領、特記仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
- ①業務実績調書（様式3）
- ②設計チームの編成表（様式4）
- ③協力事務所調書（様式5）
- ④管理技術者 経歴調書（様式6）
- ※管理技術者の資格要件は次による。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ⑤業務参考見積額（任意様式（A4用紙））
- ⑥実績事例（任意様式（A3用紙横片面、1枚を上限））
- ※①の調書内容から道の駅瑞穂再整備事業の設計プロセスの参考と考えられる事例を1件選び、A3用紙（1枚を上限）にまとめること
- ⑦企画提案書（任意様式（A3用紙横片面、3枚を上限））
- ※14. 募集に関する書類（3）イ評価項目の内容を含めること
- ウ 提出部数 ①から⑦まで各10部
- ・普通紙を使用すること
 - ・1部ごとにクリップ留をすること（ホッチキス、ファイル禁止）
 - ・すべて片面印刷とすること
 - ・1部ごとに①から⑦の順に並べること
 - ・A3サイズはA4サイズに織り込むこと
 - ・任意様式は左上隅に提出物名を明記すること

①から⑦までの電子データ 1 枚

・ PDF 形式とすること

・ CD-R または DVD-R により提出すること

エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）にて提出すること。

オ その他 ・参加申込を行っている者に限る。

・期限について必着のため郵送の場合は注意すること。

・提出した書類の変更は一切認めない。

(5) 提案審査会（予定）

ア 審査日時 令和 3 年 5 月 2 0 日（木）

イ 審査場所 邑南町田所公民館

（島根県邑智郡邑南町下田所 2 8 2 - 1）

ウ 審査会通知 時間・場所を令和 3 年 5 月 1 4 日（金）までに提案者に通知する。

エ 審査結果 令和 3 年 5 月 2 8 日（金）までに提案者全員に文書にて通知する。

オ その他 予期せぬ理由等により、開催方法、開催日時を変更する場合がある。

1 0 . 審査方法

(1) 邑南町が別に定める道の駅瑞穂再整備事業 基本設計業務委託 公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により審査を実施し、第 1 候補者 1 者、次点者 1 者を決定する。

(2) 審査の結果、総得点が最も高い者を本プロポーザルの第 1 候補者とし、道の駅瑞穂再整備事業 基本設計設計者とする。総得点が次に高い者を次点者とする。

ただし総得点が最も高い者が複数となる場合は、引き続き同一の選定委員会により提案内容の評価項目を再評価して決定する。

(3) 各提案者の総得点は、その提案者を評価した委員のうち、最も高い得点を与えた委員と最も低い得点を与えた委員を除いた、その他の委員が与えた得点の合計とする。

(4) 道の駅瑞穂再整備事業 基本設計設計者の最低基準点は、満点に対し 7 割の点とする。

(5) 審査は企画提案書等提出書類及び提案審査会におけるプレゼンテーションにて、選定委員会は提案者の考えを理解し、設計者としての適性に対する評価を別紙（**1 4 . 募集に関する書類**（3）配布資料 イ評価項目）に基づき行う。

(6) 採点は次のことを目安とし、1 点単位とする（1 0 点満点の場合）。

非常に優れている：1 0 点、優れている：8 点、普通：6 点、劣っている 4 点、

非常に劣っている：2 点、不可：0 点

(7) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは非公開とする。録音・録画等は禁止する。

イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくこと。

ウ 提案者はプロジェクターを使用したプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーション用のパソコンは提案者が用意すること。

エ 選定委員会には企画提案書等提出書類を邑南町が配布する。

オ 追加書類、模型等の持ち込みは不可とする。

カ 提案者が行うプレゼンテーションの時間は 2 0 分以内とし、その後質疑応答の

時間を設ける。

キ 提案者の出席は3名までとする。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため最小限の人数とすること。

ク 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開場及び実施方法について変更する場合がある。その場合は提案者に事前に内容の通知を行う。

1 1. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 邑南町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書等応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、選考に必要な場合など、邑南町が必要と認めるときは、邑南町は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

1 2. 情報公開及び提供

邑南町は提案者から提出された企画提案書等について、邑南町情報公開条例（平成16年10月1日条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルにおける道の駅瑞穂再整備事業 基本設計設計者決定前において、決定に影響する恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 3. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に関わる費用など、必要な経費等は全て提案者の負担とする。また、緊急の事態ややむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した経費等は全て提案者の負担とする。

(2) 参加辞退の場合

参加表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査関係者に対し、審査に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- オ 提案審査会において、正当な理由なく欠席した場合
- カ その他、不誠実な行為を行った場合

(4) その他

- ア 提案者は、本プロポーザルの実施後、異議申し立てを行うことはできない。
- イ 邑南町は、選定された企画提案書等に拘束を受けない。
- ウ 提出物に記載された技術者は病休、死亡又は退職など極めて特別な理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更することは認めない。

14. 募集に関する書類

次により募集に関する書類を配布する。

- (1) 配布期間 令和3年4月5日(月)から令和3年5月10日(月)
- (2) 配布方法 邑南町役場地域みらい課及び邑南町ホームページ上で配布する
- (3) 配布資料
 - ア 実施要領
 - イ 評価項目
 - ウ 特記仕様書
 - エ 参加表明書(様式1)
 - オ 質問書(様式2)
 - カ 業務実績調書(様式3)
 - キ 設計チームの編成表(様式4)
 - ク 協力事務所調書(様式5)
 - ケ 管理技術者 経歴調書(様式6)
 - コ 道の駅瑞穂再整備事業周辺図
 - サ 平成31年度 邑南町地区別戦略実現事業 概要
(邑南町12地区毎の地域づくり事業の参考資料)

15. 問い合わせ・各資料提出先

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地
邑南町役場 地域みらい課(担当 藤田、湯浅)
電話 0855-95-1117
電子メールアドレス mirai@town.ohnan.lg.jp